日本消化器内視鏡学会会員の皆さまへ

ライフサポート制度

先生とご家族の毎日の生活を安心サポート!!



所得補償



引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

傷害総合



引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

資料請求はこちら

パンフレットと申込書類を郵送いたします!

必要な補償に合わせて組み合わせ自由!

がん保険

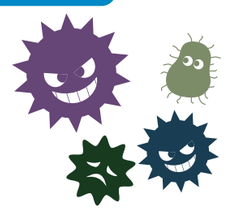

引受保険会社：SOMPOひまわり生命保険株式会社

医療保険



引受保険会社：SOMPOひまわり生命保険株式会社

ライフサポート制度のご案内は26、27ページもご覧ください。

お問合わせ先

<取扱保険代理店>

損害保険 生命保険 KAITO 株式会社カイトー ドクター営業部

〒160-0023　東京都新宿区西新宿7-2-6
E-MAIL：med-jges@kaito.co.jp
TEL：03-3369-8811 ／ FAX：03-3369-8851
受付時間　平日午前9時から午後5時

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部第二課
〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：050-3808-5528
受付時間　平日午前9時から午後5時

(SJI26-15280　2026.11.09)

<引受保険会社>がん保険　医療保険

SOMPOひまわり生命保険株式会社
〒100-8963　東京都千代田区霞が関3-7-3　損保ジャパン霞が関ビル
TEL:03-6742-3111（代表）

HL-P-B1-26-00482（使用期限：2028.10.31）

一般社団法人 日本消化器内視鏡学会

開業医の皆さまへ

2027年版

開業医の先生のための団体保険制度のご案内

団体割引 20%

保険期間　2027年3月1日午後4時から 2028年3月1日午後4時まで　1年間となります。

※ライフサポート制度(所得補償プラン・傷害総合プラン)のみ
2027年4月1日午後4時から2028年4月1日午後4時まで

毎月1日付でいつでもご加入できます!

医療業務に係る保険

1. 診療所医師賠償責任保険（団体割引 20%）　賠償の高額化!
   - Ⅰ. 基本となる契約（医師賠償責任保険）
   - ＋
   - Ⅱ. 4個のオプション

単独でもご加入できます。

2. 診療所サイバー保険　サイバー攻撃! 情報漏えい!
3. クレーム対応費用保険　悪質な口コミ!

4. 産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険

病気・ケガに備える保険

5. ライフサポート制度
   - ・所得補償プラン　・傷害総合プラン　➡引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社
   - ・がん保険　医療保険　➡引受保険会社：SOMPOひまわり生命保険株式会社

持病のある方もご加入できる可能性があります!

開業医の先生のための団体保険制度

医療業務に係る保険

保険契約者	一般社団法人 日本消化器内視鏡学会
保険期間	2027年3月1日午後4時から2028年3月1日午後4時まで1年間

※毎月1日付で
いつでも
ご加入可能！

保険名

※「Ⅰ.基本となる契約」に「Ⅱ.オプション」や「2」「3」「4」をリスクに合わせて追加の上、ご加入ください。

1. 診療所医師賠償保険 …… P.4

Ⅰ.基本となる契約（医師賠償責任保険）

医療事故および医療施設管理上の診療所の賠償責任を補償します。

Ⅱ.オプション

①勤務医師包括担保追加条項 …… P.9

ご加入医療施設の業務における勤務医の方個人の賠償責任を補償します。

②看護職賠償責任保険（包括契約） …… P.10

ご加入医療施設の業務における看護職の方個人の賠償責任を補償します。

③医療従事者賠償責任保険（包括契約） …… P.12

ご加入医療施設の業務における医療従事者の方個人の賠償責任を補償します。

④借家人賠償責任担保追加条項 …… P.14

借用する医療施設を火災・破裂・爆発・漏水等によって損壊させてしまった場合のビルオーナーに対する賠償責任を補償します。

2. 診療所サイバー保険 …… P.16

サイバー攻撃や情報漏えいに備える

3. クレーム対応費用保険 …… P.20

悪質な口コミやクレーマーに備える

4. 産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険 …… P.22

医療事故以外の賠償に備える

病気・ケガに備える保険

5. ライフサポート制度 所得補償プラン 傷害総合プラン がん保険 医療保険

先生やご家族の病気やケガに備える保険です。(P.26～27参照)
詳しい内容については、本パンフレットとは別のパンフレットをご用意していますので、
取扱保険代理店（株）カイトーまで資料請求ください。

お問合わせ先

取扱保険代理店　株式会社カイトー　ドクター営業部

〒160-0023　東京都新宿区西新宿７－２－６
TEL：03（3369）8811　FAX：03（3369）8851
E-mail：med-jges@kaito.co.jp
TEL受付時間/平日午前９時から午後５時まで

メールはこちら

加入方法

1 加入申込（WEBでのお手続き）

一般社団法人 日本消化器内視鏡学会HP
https://www.jges.net/news/news-other/2024/08/13/83929
に会員ログインし、「診療所医師賠償責任保険ご契約手続き」のバナー
にお入りください。

こちらのコードから
アクセスできます。

各種お手続案内メールが送信されます。
予め「@sompo-japan.co.jp」のドメインが受信できるよう設定してください。

メールアドレス入力
↓
『ワンタイムパスワードのご連絡』メール自動送信
※ワンタイムパスワードは、発行後10分間有効です。
↓
ワンタイムパスワード入力
↓
新規ID登録
↓
新規手続きへ
↓
申込完了
↓
保険料お支払い「銀行振込」のみ
↓
お手続完了
↓
加入者証印刷可能

※2027年11月1日以降補償開始をご希望の場合は、取扱保険代理店（株）カイトーまでお問合せください。別途、ご加入方法をご案内いたします。

2 保険料のお支払い（銀行振込のみ）

みずほ銀行　東京中央支店　普通　1924608　日本消化器内視鏡学会

※ご依頼人は会員本人の氏名でお振込みください。
※振込手数料はご依頼人のご負担となっております。

※毎月1日付で
いつでも
ご加入可能！

締切	新規加入（3月1日付）	中途加入
1）加入申込締切日	2027年2月28日（日）までに	毎月月末（翌月1日より補償開始）
2）保険料お支払締切日	・銀行振込 2027年2月28日（日）着金締切	・銀行振込 毎月月末着金締切（翌月1日より補償開始）

1. 診療所医師賠償責任保険

団体割引 20%

保険の概要

診療所の開設者にご加入いただく保険です。医療事故に関する賠償責任保険と医療施設管理上の不備・給食等に係る事故に関する賠償責任保険がセットになっており、医業の安定経営のために必要不可欠の内容となっております。

更に診療所の実態やリスクに合わせてオプションを選択できます。

Ⅰ. 基本となる契約（医師賠償責任保険）

医療事故に備える

医師特約の概要

被保険者またはその使用人、その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

＋

医療施設管理上の不備の賠償に備える

医療施設特約の概要

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等に係る事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、また業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

この保険にご加入いただけるのは

次の条件にすべて合致する場合にご加入いただけます。

① 日本消化器内視鏡学会の会員であること

② 医療施設の開設者（開設者が法人の場合にはその法人の代表者であること）または管理者であること。

③ 19床以下の医療施設であること

（医療施設の開設の届出を行っている施設単位でのご加入となります。20床以上の医療施設はご加入になれません。）

この保険の被保険者（補償を受けられる方は）

開設者または管理者となります。開設者が法人の場合は当該法人となります。

※開設者の業務の補助者である医師（管理者、勤務医師等）、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

※開設者または管理者以外の医師や看護師、医療従事者の方の個人責任に備えるオプションを追加してください。（P.9～13）

お支払いする保険金の種類は…

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

● 医師特約条項

① 法律上の損害賠償金（治療費、休業損害、慰謝料など）

② 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

●医療施設特約条項

① 法律上の損害賠償金

・身体賠償事故の場合……治療費、休業損失、慰謝料など

・財物賠償事故の場合……修理費、再調達費など※

※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

・人格権侵害事故の場合……慰謝料など

② 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

この保険では、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

保険金をお支払いできない場合は…

次のような場合、保険金お支払いの対象となりません。

●賠償責任保険共通の免責事由

① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任※

② 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任

③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任

④ 記名被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任

⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族※nの方に対する賠償責任※

⑥ 他人から賃借したり、預かっている財物の損傷事故

⑦ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任

⑧ 被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する特別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任　など

※損保ジャパンが保険金を支払わないのはその被保険者が被る損害にかぎります。

●医師特約に関する免責事由

① 医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

② 美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任

③ 医療の結果を保証することによって加重された責任　など

●医療施設特約に関する免責事由

医療施設業務担保条項

① 被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任。

② 看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは記名被保険者以外の被保険者が被る損害に限ります。

③ 医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任

④ 航空機、自動車（原動機付自転車も含みます。）または医療施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有・使用または管理に起因する賠償責任

⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任（放射線照射は、医療放射線を除きます。）

人格権侵害担保条項

① 被保険者が行った医療に起因する賠償責任

② 被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任

③ 被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任　など

ご注意

日本医師会A①会員以外で診療所医師賠償責任保険に「法人」としてご加入いただいた場合、開設者・管理者の医師がアルバイト等で他の医療施設において行った医療行為は補償対象外です。
勤務医師賠償責任保険（団体割引20%）へのご加入をご検討ください。詳細は右の二次元コードをご覧ください。

刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用）

追加保険料なしで自動セット

被保険者（補償の対象となる方）である個人の医師(注)が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、保険期間中に業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。）

（注）一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

保険金額

1事故あたりおよび保険期間中の保険金額は500万円となります。

※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに通用するものとします。

※被保険者の有罪が確定した場合は支払われません。

●保険金をお支払いする場合

被保険者の医療行為の対象者が、日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

なお、次の費用はお支払いの対象外になりますのでご注意ください。

① 公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に関する弁護士費用　② 弁護士法に基づく活動を逸脱する行為に関する弁護士費用　など

●保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。

（注）刑の確定時とは、次のいずれかの時をいいます。

① 刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時(注1)

② 裁判所が略式命令を発した時(注2)

③ 第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時(注3)

（注1）ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

（注2）ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

（注3）ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

●保険金をお支払いできない主な場合

次の事由に起因する損害

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象

次に掲げる刑事事件に起因する損害

① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件

② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件

③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件

④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件

⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件

⑥ 所定の免許を有しないものが行った医療に起因する刑事事件
ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。

など

用語のご説明	
業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。
親族	※n……6親等内の血族、配偶者※n+1または3親等内の姻族をいいます。 ※n+1…婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

保険金額（支払限度額）と保険料

● ご加入プランの決め方

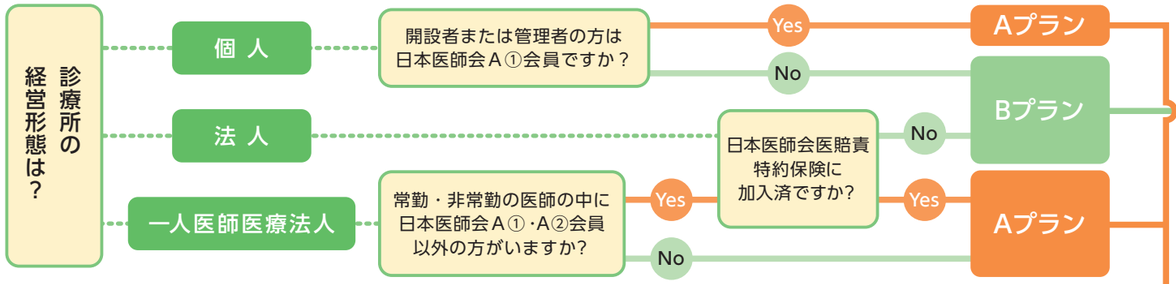

⚠ 上記「●ご加入プランの決め方」を必ずご確認ください。

Aプラン 基本となる契約

● 保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

（保険期間１年、一括払、団体割引20%）

加入型		保険金額							年間保険料
		医療上の事故（医師特約）		建物・設備の使用管理上の事故（医療施設特約）			人格権侵害事故		
		自己負担額なし							有床・無床診療所共通
医師特約	医療施設特約	対人１事故につき	対人期間中	対人１名につき	対人１事故につき	対物１事故につき	１名につき	１事故期間中	
１型	300B型	100万円	300万円	3億円	30億円	6,000万円	1,000万円	１億円	7,896円
	300型			3億円	6億円	3,000万円			7,456円
	200B型			2億円	20億円	4,000万円			7,616円
	200型			2億円	4億円	2,000万円			7,176円
	100B型			1億円	10億円	2,000万円			7,344円
	100型			1億円	2億円	1,000万円			6,896円

中途加入される場合の保険料

・中途加入の場合、毎月末日学会口座に保険料着金分までで締切り、翌月１日午後４時から2028年３月１日午後４時までの保険期間となります。

・ご加入方法は銀行振込み（銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金）のみとなります。

申込日（締切）			2027/3/末	2027/4/末	2027/5/末	2027/6/末	2027/7/末	2027/8/末	2027/9/末	2027/10/末	2027/11/末	2027/12/末	2028/1/末
補償開始日			2027/4/1	2027/5/1	2027/6/1	2027/7/1	2027/8/1	2027/9/1	2027/10/1	2027/11/1	2027/12/1	2028/1/1	2028/2/1
補償終了日			2028/3/1										
加入型	１型	300B型	7,241円	6,577円	5,922円	5,267円	4,603円	3,948円	3,293円	2,629円	1,974円	1,319円	655円
		300型	6,837円	6,211円	5,592円	4,973円	4,347円	3,728円	3,109円	2,483円	1,864円	1,245円	619円
		200B型	6,984円	6,344円	5,712円	5,080円	4,440円	3,808円	3,176円	2,536円	1,904円	1,272円	632円
		200型	6,581円	5,977円	5,382円	4,787円	4,183円	3,588円	2,993円	2,389円	1,794円	1,199円	595円
		100B型	6,735円	6,117円	5,508円	4,899円	4,281円	3,672円	3,063円	2,445円	1,836円	1,227円	609円
		100型	6,324円	5,744円	5,172円	4,600円	4,020円	3,448円	2,876円	2,296円	1,724円	1,152円	572円

＊掲載が無い加入型については、WEBの申込画面でご確認ください。
団体割引は、日本消化器内視鏡学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

Bプラン 基本となる契約

● 保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

（保険期間１年、一括払、団体割引20%）

加入型		保険金額							年間保険料	
		医療上の事故（医師特約）		建物・設備の使用管理上の事故（医療施設特約）			人格権侵害事故			
		自己負担額なし							無床診療所	有床診療所
医師特約	医療施設特約	対人１事故につき	対人期間中	対人１名につき	対人１事故につき	対物１事故につき	１名につき	１事故期間中		
300型	300B型	3億円	9億円	3億円	30億円	6,000万円	1,000万円	１億円	134,344円	154,704円
300型	300型	3億円	9億円	3億円	6億円	3,000万円			133,904円	154,264円
200型	200B型	2億円	6億円	2億円	20億円	4,000万円			107,480円	123,760円
200型	200型	2億円	6億円	2億円	4億円	2,000万円			107,040円	123,320円
100型	100B型	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円			80,624円	92,816円
100型	100型	1億円	3億円	1億円	2億円	1,000万円			80,176円	92,368円

中途加入される場合の保険料

・中途加入の場合、毎月末日学会口座に保険料着金分までで締切り、翌月１日午後４時から2028年３月１日午後４時までの保険期間となります。

・ご加入方法は銀行振込み（銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金）のみとなります。

申込日（締切）				2027/3/末	2027/4/末	2027/5/末	2027/6/末	2027/7/末	2027/8/末	2027/9/末	2027/10/末	2027/11/末	2027/12/末	2028/1/末
補償開始日				2027/4/1	2027/5/1	2027/6/1	2027/7/1	2027/8/1	2027/9/1	2027/10/1	2027/11/1	2027/12/1	2028/1/1	2028/2/1
補償終了日				2028/3/1										
加入型	300型	300B型	無床	123,193円	111,909円	100,758円	89,607円	78,323円	67,172円	56,021円	44,737円	33,586円	22,435円	11,151円
			有床	141,864円	128,868円	116,028円	103,188円	90,192円	77,352円	64,512円	51,516円	38,676円	25,836円	12,840円
	300型	300型	無床	122,789円	111,543円	100,428円	89,313円	78,067円	66,952円	55,837円	44,591円	33,476円	22,361円	11,115円
			有床	141,460円	128,502円	115,698円	102,894円	89,936円	77,132円	64,328円	51,370円	38,566円	25,762円	12,804円
	200型	200B型	無床	98,559円	89,531円	80,610円	71,689円	62,661円	53,740円	44,819円	35,791円	26,870円	17,949円	8,921円
			有床	113,488円	103,092円	92,820円	82,548円	72,152円	61,880円	51,608円	41,212円	30,940円	20,668円	10,272円
	200型	200型	無床	98,156円	89,164円	80,280円	71,396円	62,404円	53,520円	44,636円	35,644円	26,760円	17,876円	8,884円
			有床	113,085円	102,725円	92,490円	82,255円	71,895円	61,660円	51,425円	41,065円	30,830円	20,595円	10,235円
	100型	100B型	無床	73,932円	67,160円	60,468円	53,776円	47,004円	40,312円	33,620円	26,848円	20,156円	13,464円	6,692円
			有床	85,112円	77,316円	69,612円	61,908円	54,112円	46,408円	38,704円	30,908円	23,204円	15,500円	7,704円
	100型	100型	無床	73,521円	66,787円	60,132円	53,477円	46,743円	40,088円	33,433円	26,699円	20,044円	13,389円	6,655円
			有床	84,701円	76,943円	69,276円	61,609円	53,851円	46,184円	38,517円	30,759円	23,092円	15,425円	7,667円

＊掲載が無い加入型については、WEBの申込画面でご確認ください。
団体割引は、日本消化器内視鏡学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

診療所医師賠償責任保険 Q&A

Q1 加入の証明はありますか？

A 「一般社団法人 日本消化器内視鏡学会　診療所医師賠償責任保険」にご加入いただきますと、ご加入の証として「加入者証」をお送りします。大切に保管してください。
なお、保険開始から２か月が経過しても「加入者証」が届かない場合には、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

2027年３月１日保険始期の「加入者証」は、2027年４月下旬頃にお送りします。

Q2 領収証が欲しいのですが…

A 「保険料領収証」につきましては、契約者である「一般社団法人 日本消化器内視鏡学会」宛に発行します。
そのため、ご加入いただきました先生には「保険料領収証」を発行することができません。
「加入者証」にて代用してください。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

Q3 途中で解約したいのですが…

A 前月末までに取扱保険代理店または損保ジャパンにお申し出いただきますと、翌月１日付でご解約が可能です。保険料は月割でご返金します。

その際は必要書類を取扱保険代理店より別途ご案内します。

解約時の注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合

解約の申し出をいただく前に書面で損保ジャパンまでご連絡ください※。
ご連絡いただいた場合、保険期間終了後５年間はその原因・事由による損害賠償請求が補償の対象となります。
※その原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内にご連絡いただかないと、補償の対象となりません。

Q4 損害賠償請求期間延長担保追加条項とは？

A この保険は損害賠償請求がなされた時点で加入されていなければ補償の対象となりません。
したがいまして、廃業により保険契約を解約する場合には、損害賠償請求期間延長担保追加条項のセットをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後５年もしくは10年にかぎり補償の対象とすることができます。
（被保険者が死亡された場合、相続人からその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者としてみなすことができます。ただし、死亡被保険者に関わる損害賠償請求を受けた場合にかぎります。）解約のお手続き時にご加入になれます。ご加入にあたっては所定のお申込手続きのほか、追加保険料が必要となります。詳細につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ポイント

医師特約は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって廃業により保険を解約した場合、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることができません。
（保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。前記「解約時の注意点」をご参照ください。）
医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する場合が多く、保険期間終了前に行った医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性は否定できません。
廃業により保険契約を解約される場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、ご加入をご検討ください。

Q5 病院は加入できますか？

A この保険に加入できるのは病床数19床以下の診療所となります。病床数20床以上の病院はご加入になれません。

Ⅱ.オプション

① 勤務医師包括担保追加条項

概要

ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的にカバーする追加条項です。
この追加条項を基本となる契約（医師賠償責任保険）と合わせてご加入になることにより、医療施設の開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者である医師の方個人を被保険者とすることができます。

※ この追加条項に加入している場合には、勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険に加入の場合であってもこの追加条項を優先して適用し、損保ジャパンは勤務医師賠償責任保険への求償権を行使しません。
※ この追加条項は加入者証記載の医療施設の使用人以外の方が、その医療施設で行った医療行為についても包括的に補償の対象としているため、被保険者のお名前の確認できる名簿（医師名簿）をご加入医療施設において常時備えつけられておくことが必要となります。
※ 加入型（保険金額）はこの追加条項がセットされる基本となる契約（医師賠償責任保険）の保険金額を上回らないものとします。

● 保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

（保険期間１年、一括払、団体割引20%）

加入型	保険金額		年間保険料
	医療上の事故（医師特約）		
	対人１事故につき	対人期間中	有床・無床診療所共通
300型	3億円	9億円	**38,513円**
200型	2億円	6億円	**30,785円**
100型	1億円	3億円	**23,057円**
1型	100万円	300万円	**1,874円**

● 中途加入される場合の保険料

申込日（締切）		2027/3/末	2027/4/末	2027/5/末	2027/6/末	2027/7/末	2027/8/末	2027/9/末	2027/10/末	2027/11/末	2027/12/末	2028/1/末
補償開始日		2027/4/1	2027/5/1	2027/6/1	2027/7/1	2027/8/1	2027/9/1	2027/10/1	2027/11/1	2027/12/1	2028/1/1	2028/2/1
補償終了日		2028/3/1										
加入型	300型	35,316円	32,081円	28,885円	25,688円	22,453円	19,257円	16,060円	12,825円	9,628円	6,432円	3,197円
	200型	28,230円	25,644円	23,089円	20,534円	17,948円	15,393円	12,837円	10,251円	7,696円	5,141円	2,555円
	100型	21,143円	19,206円	17,293円	15,379円	13,442円	11,529円	9,615円	7,678円	5,764円	3,851円	1,914円
	1型	1,718円	1,561円	1,406円	1,250円	1,093円	937円	781円	624円	469円	313円	156円

団体割引は、日本消化器内視鏡学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

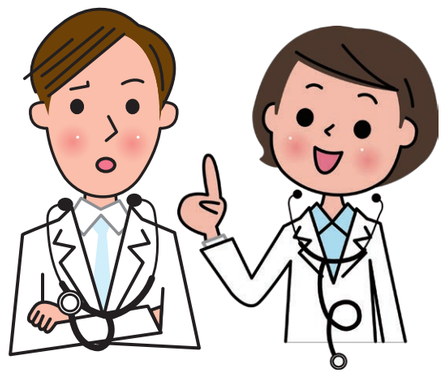

② 看護職賠償責任保険（包括契約）

保険の概要	**＜第１章　看護業務担保条項＞** **看護職（看護師・准看護師・保健師・助産師）の方の業務（保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務）に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。** ※1 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合（本来負担すべき責任の割合をいいます。）に応じた金額のみをお支払いすることとなります。 ※2 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。 ※3 ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。 **＜第２章　刑事弁護士費用担保条項＞（2024年２月１日以降保険始期契約より）** **被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。** ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用　など
被保険者	その医療施設に勤務するすべての看護職の方（過去に勤務していた方を含みます。） ※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。 この契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。 1. 加入看護職の方の署名・捺印等が不要です。 2. ご契約内容の変更手続（看護職の方の中途加入、中途脱退等の手続）が不要です。 3. 付保もれ・更改もれの心配が不要です。 4. 過去に退職された看護職の方も対象となります。
お支払いする保険金	＜第１章　看護業務担保条項＞ ① 法律上の損害賠償金（示談・和解による場合でも対象となります。） ▶被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償　など ② 争訟費用等 ▶弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など（損保ジャパンの事前の承認が必要です。） ＜第２章　刑事弁護士費用担保条項＞ 刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用
保険金をお支払いできない主な場合	＜第１章　看護業務担保条項＞ ○次の事由に起因する損害 ① 保険契約者・被保険者の故意 ② 保健師助産師看護師法に違反して行った業務 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ④ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ⑤ 特別な約定により加重された責任 ⑥ 海外での医療行為 ⑦ 初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に提起を受けた損害賠償請求　など ※初年度契約とは、2004年４月１日以降最初にご契約される看護職賠償責任保険包括契約をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合	＜第２章　刑事弁護士費用担保条項＞ ○次の事由に起因する損害 ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ○次に掲げる刑事事件に起因する損害 ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件 ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑥ 所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件　など
ご契約にあたってのご注意	① ご勤務される看護職の方を一括して契約するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。 ② 保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。 ③ 事故発生時にはその看護職が貴病院（診療所）に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

● 保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

（保険期間１年、一括払、団体割引20％）

加入型	保険金額		年間保険料（１診療所あたり）
	１事故	期間中	
K8型	２億円	６億円	**8,440円**
K7型	１億円	３億円	**7,680円**
K5型	5,000万円	１億5,000万円	**6,540円**
K4型	3,000万円	9,000万円	**5,920円**

※刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、１事故・保険期間中500万円となります。
ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

● 中途加入される場合の保険料

申込日（締切）		2027/3/末	2027/4/末	2027/5/末	2027/6/末	2027/7/末	2027/8/末	2027/9/末	2027/10/末	2027/11/末	2027/12/末	2028/1/末
補償開始日		2027/4/1	2027/5/1	2027/6/1	2027/7/1	2027/8/1	2027/9/1	2027/10/1	2027/11/1	2027/12/1	2028/1/1	2028/2/1
補償終了日		2028/3/1										
加入型	K8型	7,739円	7,031円	6,330円	5,629円	4,921円	4,220円	3,519円	2,811円	2,110円	1,409円	701円
	K7型	7,043円	6,397円	5,760円	5,123円	4,477円	3,840円	3,203円	2,557円	1,920円	1,283円	637円
	K5型	5,997円	5,448円	4,905円	4,362円	3,813円	3,270円	2,727円	2,178円	1,635円	1,092円	543円
	K4型	5,429円	4,931円	4,440円	3,949円	3,451円	2,960円	2,469円	1,971円	1,480円	989円	491円

＊掲載が無い加入型については、WEBの申込画面でご確認ください。
団体割引は、日本消化器内視鏡学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。



③ 医療従事者賠償責任保険（包括契約）

保険の概要

＜第１章　医療業務担保条項＞
医療従事者（診療放射線技師（診療エックス線技師）・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士）の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。
① 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）
② 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）
③ 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）
④ 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）
⑤ 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）
⑥ 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）
⑦ 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）
⑧ 栄養士法（昭和22年法律第245号）
⑨ 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
⑩ 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）
⑪ 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）
⑫ 薬剤師法（昭和35年法律第146号）
⑬ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
⑭ 救命救急士法（平成3年法律第36号）
※1 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合（本来負担すべき責任の割合をいいます。）に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
※2 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。
※3 ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

＜第２章　刑事弁護士費用担保条項＞（2024年２月１日以降保険始期契約より）
被保険者の医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
※次の費用はお支払いの対象外になります。
①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用　など

被保険者

加入者証記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方（過去に勤務していた方を含みます。）
※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象者となるため以下のようなメリットがあります。
1. 加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。
2. 付保もれ・更改もれの心配が不要です。
3. 過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

お支払いする保険金

＜第１章　医療業務担保条項＞
① 法律上の損害賠償金（示談・和解による場合でも対象となります。）
　▶被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償　など
② 争訟費用等
　▶弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

＜第２章　刑事弁護士費用担保条項＞
刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用

保険金をお支払いできない主な場合

＜第１章　医療業務担保条項＞
○次の事由に起因する損害
① 保険契約者・被保険者の故意
② 前記法律に違反して行った業務
③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
④ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
⑤ 特別な約定により加重された責任
⑥ 海外での医療行為
⑦ 初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に提起を受けた損害賠償請求　など
※初年度契約とは、2004年４月１日以降最初にご契約される医療従事者賠償責任保険契約をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

＜第２章　刑事弁護士費用担保条項＞
○次の事由に起因する損害
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
○次に掲げる刑事事件に起因する損害
① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
② 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
③ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
④ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
⑤ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
⑥ 所定の免許を有しない者が行った医療業務に起因する刑事事件　など

ご加入にあたってのご注意

① ご勤務される医療従事者の方を一括して契約するため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
② 保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
③ 事故発生時にはその医療従事者が貴病院（診療所）に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

● 保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

（保険期間１年、一括払、団体割引20％）

加入型	保険金額		年間保険料（１診療所あたり）
	１事故	期間中	
J8型	２億円	６億円	**560円**
J7型	１億円	３億円	**419円**
J5型	5,000万円	１億5,000万円	**358円**
J4型	3,000万円	9,000万円	**322円**

※刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、１事故・保険期間中500万円となります。
ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

● 中途加入される場合の保険料

申込日（締切）		2027/3/末	2027/4/末	2027/5/末	2027/6/末	2027/7/末	2027/8/末	2027/9/末	2027/10/末	2027/11/末	2027/12/末	2028/1/末
補償開始日		2027/4/1	2027/5/1	2027/6/1	2027/7/1	2027/8/1	2027/9/1	2027/10/1	2027/11/1	2027/12/1	2028/1/1	2028/2/1
補償終了日		2028/3/1										
加入型	J8型	514円	466円	420円	374円	326円	280円	234円	186円	140円	94円	46円
	J7型	384円	349円	314円	279円	244円	210円	175円	140円	105円	70円	35円
	J5型	328円	298円	269円	239円	209円	179円	149円	119円	90円	60円	30円
	J4型	295円	268円	242円	215円	188円	161円	134円	107円	81円	54円	27円

団体割引は、日本消化器内視鏡学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。



④ 借家人賠償責任担保追加条項

概要	**開設者が借用する建物の戸室（医療施設）につき、火災・破裂・爆発・漏水等によって損壊させてしまった場合の、ビルオーナー（貸主）に対する賠償責任（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。**
被保険者	・医療施設（医院・クリニック診療所等の19床以下の医療施設）の開設者
お支払いする保険金	① 法律上の損害賠償金 ② 争訟費用等（損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）
保険金をお支払いできない主な場合	① 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ② 借用戸室の改築、増築、取り壊し等の工事に起因する賠償責任 ③ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪等に起因する賠償責任 ④ 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する賠償責任　など

● 保険金額（お支払いする保険金の支払限度額）と年間保険料

（保険期間1年、一括払、団体割引20%）

加入型	保険金額	年間保険料（1診療所あたり）
	自己負担額　1,000円	有床・無床診療所共通
B3型	5,000万円	**8,640円**
B2型	3,000万円	**5,440円**
B1型	1,000万円	**3,600円**

● 中途加入される場合の保険料

申込日（締切）		2027/3/末	2027/4/末	2027/5/末	2027/6/末	2027/7/末	2027/8/末	2027/9/末	2027/10/末	2027/11/末	2027/12/末	2028/1/末
補償開始日		2027/4/1	2027/5/1	2027/6/1	2027/7/1	2027/8/1	2027/9/1	2027/10/1	2027/11/1	2027/12/1	2028/1/1	2028/2/1
補償終了日		2028/3/1										
加入型	B3型	7,923円	7,197円	6,480円	5,763円	5,037円	4,320円	3,603円	2,877円	2,160円	1,443円	717円
	B2型	4,988円	4,532円	4,080円	3,628円	3,172円	2,720円	2,268円	1,812円	1,360円	908円	452円
	B1型	3,301円	2,999円	2,700円	2,401円	2,099円	1,800円	1,501円	1,199円	900円	601円	299円

団体割引は、日本消化器内視鏡学会医師賠償責任保険団体契約の前年のご加入実績により決定しています。
次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

事故が起こった場合は…

万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合も含みます。）は、ただちに損保ジャパンまでご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

事故のご連絡先

■事故対応窓口（事故に関するご連絡等）

損害保険ジャパン株式会社
（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）
本店火災新種専門保険金サービス部
医師・専門賠償保険金サービス課
〒160-8338
東京都新宿区西新宿1-26-1　損保ジャパン本社ビル23階
電話：03（3349）5394

■平日夜間・土日祝日のご連絡先については

事故サポートセンター
（受付時間：平日午後5時から翌日午前9時まで/土日祝日24時間（注））
（注）12月31日から1月3日を含みます
電話：0120（727）110

ご注意

① 賠償責任を負担する事故が発生した場合には、損保ジャパンとご相談いただきながら、被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。医師賠償責任保険でその事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。（保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。）
② 事前に損保ジャパンの承諾を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合があります。
③ この保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象となりません。

1. 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち損保ジャパンが指定するものをご提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、刑事弁護士費用に関する通知書　など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	1. 他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票　など 2. 他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書　など
④	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手からの領収書、承諾書　など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など

（注1）事故の内容または損害の額および身体障害の程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

2. 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

① 公的機関による捜査や調査結果の照会　② 専門機関による鑑定結果の照会　③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
④ 日本国外での調査　⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
・保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

3. 次の①から④までのいずれかの方法で保険金をお支払いします。

① 被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
② 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
③ 相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
④ 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
保険法により③の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。
（注）2010年3月31日以前に発生した事故については、手続きが異なりますのでご注意ください。

2. 診療所サイバー保険

サイバー攻撃は思いの外
高額な調査費用が…

保険の概要

診療所サイバー保険のみのご加入もできます。

この保険は、医療機関が業務を遂行する過程で生じたサイバー攻撃による電子データ・システムの改ざん・盗難・破損や不正アクセスやUSB・バッグ等の紛失による情報漏えいに起因する次の損害に対して保険金をお支払する保険です。

※加入者証に記載された施設における医療業務、介護業務または付随業務に起因する事故のみ対象です。

被保険者（補償を受けられる方）

会員が理事長となっている医療法人または開設者・管理者となっている医療施設

お支払いする保険金

賠償責任

対象事由①～④の発生に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用

事故発生時の各種対応費用

対象事由①～④の発生に起因して生じる「事故の調査」から「解決/再発防止」までの諸費用

	対象事由	概要
①	情報漏えい・おそれ	被保険者の業務における情報漏えいおよびそのおそれ
②	デジタルコンテンツ不当事由	デジタルコンテンツの使用の結果生じた名誉棄損や、プライバシー侵害、著作権または商標権侵害など
③	サイバー攻撃	被保険者のコンピュータシステムに対する不正なアクセスや処理、操作、犯罪行為など
④	ITユーザー業務	上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由

サイバー保険の「事故発生時の各種対応費用」ってどんなもの？

事故対応特別費用

原因調査から事態収拾まで、サイバー事故の対応にあたり必要となる諸費用

対応例

■調査：事故原因調査・影響調査
■事態収拾：会見・マスコミ対応・コールセンター設置
■復旧：データ復旧・情報機器復旧
■再発防止：コンサルティング

情報漏えい対応費用

情報漏えいまたはそのおそれに起因して被保険者が支出した諸費用

対応例

■上記の事故対応特別費用
■被害者への見舞金・見舞品
■情報漏えいのモニタリング

サイバー攻撃対応費用※

サイバー攻撃またはそのおそれに起因して被保険者が支出した諸費用を補償

対応例

■サイバー攻撃発生の有無の確認のための外部委託費用
■ネットワークの遮断のための外部委託費用

サイバー攻撃緊急初動費用

サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を発見した場合に、被保険者が支出した諸費用

対応例

■サイバー攻撃の有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用
■ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用
など

法令等対応費用

情報漏えいまたはサイバー攻撃によって、公的機関から調査等が行われた場合に、被保険者が支出した諸費用

対応例

■弁護士・コンサルタント等の専門家への相談費用
■報告書等の文書作成費用、公的機関への報告にかかる費用
■証拠収集費用・翻訳費用

※サイバー攻撃対応費用については、サイバー攻撃のおそれが次の①または②のいずれかによって発見された場合にお支払いします。
①公的機関からの通報または公的機関への通報
②被保険者システムのセキュリティ運用機関を委託している会社等からの通報または報告

サイバー攻撃による情報漏えい事故発生時の対応手順とそれに掛かる費用額例

仮定シナリオ

**サイバー攻撃により、診療所内のパソコン5台がマルウェアに感染。
患者の個人情報等が流出した可能性が発覚。**

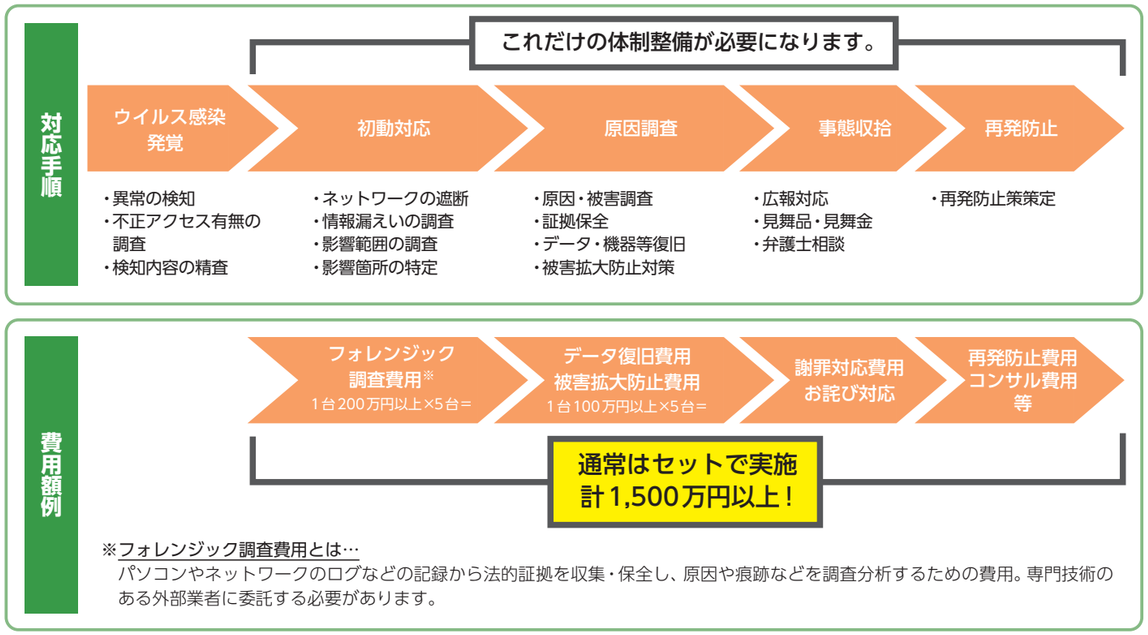

※フォレンジック調査費用とは…
パソコンやネットワークのログなどの記録から法的証拠を収集・保全し、原因や痕跡などを調査分析するための費用。専門技術のある外部業者に委託する必要があります。

出典：損保ジャパン調べ

『診療所サイバー保険』の加入タイプ

費用の高額化にあわせたタイプもご用意しております！

※保険金額とは、賠償責任の場合「1損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1事故保険金額」および「総保険金額」を指します。
※1加入者毎に、保険期間中に下記「損害賠償」と「事故対応特別費用」でお支払いする保険金の合計額は、「損害賠償」の保険金額（総保険金額）を限度とします。

保険金額（支払限度額）と保険料（有床・無床共通）

（保険期間1年、一括払、団体割引20%）

	加入型	保険金額（自己負担額なし）		年間保険料（有床・無床共通）
		損害賠償	事故対応特別費用	
おすすめ	S7	2億円	**3,000万円**	**72,650円**
おすすめ	S5	2億円	**2,000万円**	**65,530円**
	S4	1億円	**1,000万円**	**55,880円**
	S3	5,000万円	**500万円**	**44,610円**
	S2	3,000万円	**300万円**	**37,430円**

※「サイバー攻撃緊急初期費用」のお支払限度額は1,000万円または「費用」に記載されているお支払限度額のいずれか低い額となります。自己負担額は「費用」に記載されている金額と同額が適用され、損害に対してお支払いする割合は、90%または「費用」に記載されている割合のいずれか小さい割合が適用されます。

中途加入される場合の保険料

申込日（締切）		2027/3/末	2027/4/末	2027/5/末	2027/6/末	2027/7/末	2027/8/末	2027/9/末	2027/10/末	2027/11/末	2027/12/末	2028/1/末
補償開始日		2027/4/1	2027/5/1	2027/6/1	2027/7/1	2027/8/1	2027/9/1	2027/10/1	2027/11/1	2027/12/1	2028/1/1	2028/2/1
補償終了日		2028/3/1										
加入型	おすすめ S7	66,600円	60,540円	54,490円	48,430円	42,380円	36,330円	30,270円	24,220円	18,160円	12,110円	6,050円
	おすすめ S5	60,070円	54,610円	49,150円	43,690円	38,230円	32,770円	27,300円	21,840円	16,380円	10,920円	5,460円
	S4	51,220円	46,570円	41,910円	37,250円	32,600円	27,940円	23,280円	18,630円	13,970円	9,310円	4,660円
	S3	40,890円	37,180円	33,460円	29,740円	26,020円	22,310円	18,590円	14,870円	11,150円	7,440円	3,720円
	S2	34,310円	31,190円	28,070円	24,950円	21,830円	18,720円	15,600円	12,480円	9,360円	6,240円	3,120円

付帯サービスの概要（SOMPOリスクマネジメント社提供）

サイバーリスクにおける事前対策サービス

SOMPOリスクマネジメント社では、以下サービスも展開しております。
サービスの詳しい内容につきましては、SOMPOリスクマネジメント社までご照会ください。

サービス名称	概要	費用
①サイバーリスク簡易診断・プラスサービス	病院（目安：病床数200床以上）に対して、サイバーリスク対策として必要な組織体制や技術的な対策などについて、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無償
②サイバーセキュリティレベル簡易診断（クリニック用）評価レポート	クリニック（診療所・歯科診療所）に対して、サイバーセキュリティの対策状況を簡易的に診断し、レポートを提供するサービスです。	無償
③標的型攻撃メール訓練 ＜Lightプラン＞	疑似的な標的型攻撃メールを体験することで、適切な対処方法を身に付け、セキュリティ意識を向上させることを目的とした**無償**で行うサービスです。＜Basicプラン＞のお試し版となります。 ご利用は1回限り・1社につき100通まで。	無償
④標的型攻撃メール訓練 ＜Basicプラン＞	疑似的な標的型攻撃メールを体験することで、適切な対処方法を身に付け、セキュリティ意識を向上させることを目的とした**有償**で行うサービスです。 ご利用は1年間。発信通数に応じて費用が決まります。	有償

（注）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

事故発生時のサービス（緊急時サポート総合サービス）

「診療所サイバー保険」にご加入いただくと、万が一、サイバー攻撃などによる情報漏えいによって、その事故の公表や患者への謝罪等の対応をしなければならない場合、SOMPOグループのリスクコンサルティング会社である、SOMPOリスクマネジメント（株）を窓口として、「緊急時サポート総合サービス」のご利用が可能となり、ワンストップかつ総合的にサポートします。（ただし、日本国内における利用、かつ診療所サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にかぎります。）。

情報漏えい時の対応措置と活用できる機能（例）

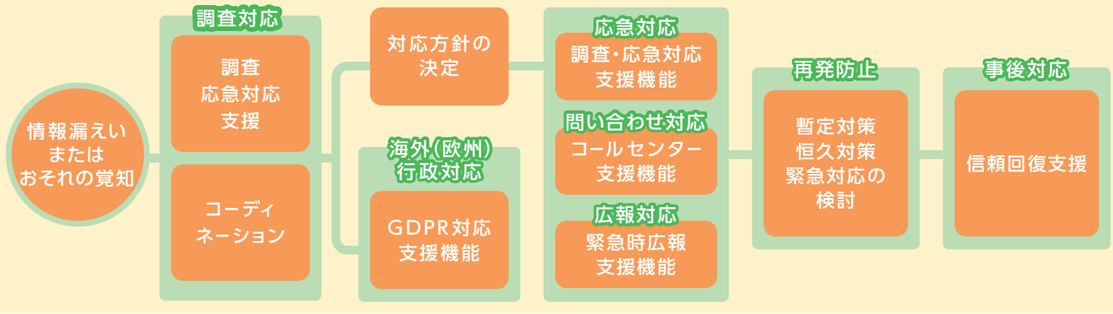

緊急時の各種サポート機能

調査・緊急対応支援機能
- 事故判定
- 原因究明・影響範囲調査支援
- 被害拡大防止アドバイス など

コーディネーション機能
- 必要となる各種サポート機能の調整
- 法令対応等について協力弁護士事務所を紹介 など

GDPR対応支援機能
- GDPR対応に要する対応方針決定支援
- 監督機関への通知対応支援
- 外部フォレンジック業者・協力弁護士事務所の紹介 など

コールセンター支援機能
- コールセンター立上げ、運営
- コールセンターのクロージング支援 など

緊急時広報支援機能
- 記者会見実施支援
- 報道発表資料のチェックや助言
- 新聞社告支援 など
- SNS 炎上対応支援（公式アカウント対応サポート）
- WEB モニタリング・緊急通知

信頼回復支援機能
- 再発防止策の実施状況について証明書を発行
- 格付機関として結果公表を支援 など

保険金をお支払いできない場合は…

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。なお、詳細については保険約款をご確認ください。

共　通

① 保険契約者または被保険者の故意
② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取
　ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。
　ア．火災、破裂または爆発
　イ．偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止
⑥ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
⑨ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
⑩ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
⑪ 戦争等（以下のアからエに掲げるものをいいます。）に起因する損害
　ア．戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
　イ．アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
　ウ．重要インフラサービスの利用、提供または完全性に重大な影響を与えるもの
　エ．安全保障または防衛に重大な影響を与えるもの

※①から③までについては、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。　など

事故に関する各種対応費用の固有部分

① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用　など

3. クレーム対応費用保険 （医療業務妨害行為対応費用保険）

保険の概要

被保険者が第三者から過度なクレーム行為を受けた場合に、そのクレームへ対応する際の円満な解決をサポートする保険です。
損保ジャパンが指定する専門相談窓口（クレームコンシェル）による相談、アドバイス等のサービスを無料で受けることができます。また、損保ジャパンの承諾のもと弁護士による法的対応を行う場合に係る費用を保険金としてお支払いします。



被保険者

会員が理事長となっている医療法人または開設者・管理者となっている医療施設

お支払いする保険金

弁護士費用保険金：相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用、その他弁護士が委任事務処理を行ううえで必要な費用。
※日当、顧問料は含まれません。損保ジャパンの事前承認が必要です。

クレーム行為とは

被保険者の業務に対して、他人が被保険者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。
※他人とは被保険者以外の者をいいます。

想定される主なクレーム事例

◆待ち時間が長いことに腹を立てた患者が、職員に暴行し傷害を負わせたので損害賠償請求したい。
◆医学的に根拠のない内容の診断書を書くように脅され拒否したところ、診療所へ押しかけ「大声を出す」「居座る」などの業務妨害を受けているので止めさせたい。
◆インターネットに悪質な口コミを載せられて風評被害が発生したので削除要請したい。

保険金額（支払限度額）と保険料

〔保険期間1年、一括払〕

・自己負担金額：　1万円
・縮小支払割合：　90%

プラン	おすすめ クレーム300万	クレーム200万	クレーム100万
	1事故300万円 期間中900万円	1事故200万円 期間中600万円	1事故100万円 期間中300万円
診療所（1施設あたり）	30,000円	25,000円	20,000円

・診療所：病床がない、もしくは1～19床の病床を有する医療施設

お支払いする保険金＝（弁護士からの請求費用－自己負担額1万円）×90%
※弁護士からのご請求費用とお支払いする保険金の差額は、お客さま自身でのご負担となります。

中途加入される場合の保険料

- 中途加入の場合、毎月末日学会口座に保険料着金分までで締切り、翌月１日午後４時から2028年３月１日午後４時までの保険期間となります。
- ご加入方法は銀行振込み（銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金）のみとなります。

申込日（締切）		2027/3/末	2027/4/末	2027/5/末	2027/6/末	2027/7/末	2027/8/末	2027/9/末	2027/10/末	2027/11/末	2027/12/末	2028/1/末
補償開始日		2027/4/1	2027/5/1	2027/6/1	2027/7/1	2027/8/1	2027/9/1	2027/10/1	2027/11/1	2027/12/1	2028/1/1	2028/2/1
補償終了日		2028/3/1										
おすすめ クレーム300万（支払限度額　1事故300万円・期間中900万円）												
診療所	1施設あたり	27,500円	25,000円	22,500円	20,000円	17,500円	15,000円	12,500円	10,000円	7,500円	5,000円	2,500円
クレーム200万（支払限度額　1事故200万円・期間中600万円）												
診療所	1施設あたり	22,920円	20,830円	18,750円	16,670円	14,580円	12,500円	10,420円	8,330円	6,250円	4,170円	2,080円
クレーム100万（支払限度額　1事故100万円・期間中300万円）												
診療所	1施設あたり	18,330円	16,670円	15,000円	13,330円	11,670円	10,000円	8,330円	6,670円	5,000円	3,330円	1,670円

もしもクレームを受けたら・・・

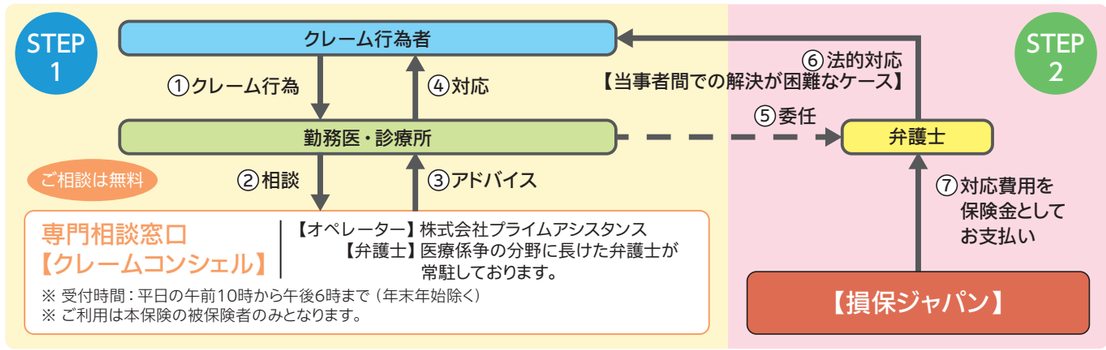

STEP 1 クレームコンシェルに相談（①～④）



●対象のクレームが発生した場合、クレームコンシェルにご相談ください。
●クレーム応対のプロが対応方法についてアドバイスをさせていただきます。
クレームコンシェルの問合せ電話番号は、加入者証に掲載します。
お電話の際にはご契約状況がわかる加入者証をお手元にご用意ください。

ご注意
・クレームコンシェル内弁護士からは、一般的な法律相談や法制度上の助言をいたします。（個別具体的に法的な助言は行いません。）
・クレームコンシェル内弁護士との1回のご相談時間の目安は15分とさせていただきます。
・保険契約前に発生しているクレームや、患者さまの身体障害に関する賠償請求など医師賠償責任保険の対象となる相談は対象外です。
・医療事故等の場合は、損保ジャパン（P15参照）にご連絡をお願いします。

STEP 2 弁護士に対応依頼（⑤～⑦）

●クレームコンシェルが当事者間での解決困難と判断した案件については、弁護士への委任をお勧めさせていただきます。
●弁護士の対応に係る費用は保険金としてお支払いすることが可能です。

ご注意 弁護士費用を保険金としてお支払いするのは、クレームコンシェルに相談があったうえで、保険会社が承諾した場合のみとなります。

保険金をお支払いできない場合は…

以下の事由により発生した費用はお支払いできません。
① 保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
② この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
③ 次のア．またはイ．に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、イ．に掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。
　ア．保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人
　イ．保険金を受け取るべき者またはその法定代理人でア．に掲げる者以外の者
④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑤ 地震、噴火またはこれらによる津波
⑥ 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑦ 被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
⑧ クレーム行為を行った者に対して、被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害
⑨ クレーム行為を行った者に対して、被保険者の債権を回収することによって生じた損害
⑩ 医師賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害
⑪ 美容を唯一の目的とする医療によって生じた損害
⑫ 所定の免許を有しない者（所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師を除きます。）が遂行した医療によって生じた損害

など

用語のご説明	
クレーム行為	被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が補償対象者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。
クレームコンシェル	損保ジャパンが指定するクレーム行為を解決するための相談窓口をいいます。
実費	収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用その他弁護士が委任事務処理を行ううえで支払いの必要が生じた費用をいいます。
調査費用	翻訳料、調査料等の費用をいいます。

4. 産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険

日本医師会にて、同内容の団体制度がすでに存在するため、日本医師会Ａ会員は加入対象外となり、日本医師会Ａ会員以外の医師が加入対象となります。また、損保ジャパンで医師賠償責任保険に加入されていることが加入条件となりますので、ご注意ください。

保険の概要

この保険は、嘱託医として行う行為のうち、医療行為以外の活動において不測の事故が発生し、損害賠償請求がなされたことで被保険者が被る損害について、保険金をお支払いします。
以下①～④の活動をする医師を、総称で「嘱託医」と呼びます。

① 労働安全衛生法により定められた産業医
② 国家公務員法・人事院規則により定められた健康管理医
③ 学校保健安全法により定められた学校医
④ 児童福祉法により定められた保育所等の嘱託医



医師賠償責任保険は、医療行為に起因する患者の身体障害に対してのみ保険金をお支払します。
そのため、提供業務や賠償請求の内容によっては、医師賠償責任保険では対象とならないケースがあります！
医師賠償責任保険（別売）と産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険にご加入いただくことで、医療行為の有無にかかわらず、嘱託医の活動にかかわるリスクを総合的にカバーすることができます。



被保険者（補償を受けられる方）

会員が理事長となっている医療法人または開設者・管理者となっている医療施設

お支払いする保険金

① 法律上の損害賠償金……被害者の治療費、休業損害、逸失利益、慰謝料など
② 争訟費用等……訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停に要する費用など
（ただし、損保ジャパンの事前承認が必要です。）

産業医の職務遂行における責任について≪想定される事例≫

	事　例
①	うつ病で休職した従業員が主治医から復職可能と診断されたにもかかわらず、産業医が復職を認めなかったため退職させられた。その従業員から退職させられたのは不当として損害賠償請求を受けた。
②	顧問先企業で過労を訴える従業員との面談を実施した。労働時間の調整などの助言をしなかったため、その従業員が死亡。政府労災により過労死認定がされたため、遺族から産業医として適切な対応を行っていなかったとして、損害賠償請求を受けた。
③	嘱託医契約を結んだ事業所の定期健康診断で、従業員からHIV感染をしている旨の相談を受けた。嘱託医は本人に無断でその情報を事業所へ報告したところ、事業所はHIVであることを理由に、その従業員を解雇した。その後、従業員より損害賠償請求を受けた。
④	顧問先企業で過労を訴える従業員との面談で、他の顧問先の企業状況と比較して問題ない旨を回答した。その従業員が労基署に相談し、引き合いに出した他の企業に関する話をした結果、労基署がその企業に照会したことから、その企業から内部情報の漏えいを理由に損害賠償請求を受けた。

上記①～④の行為は“医療行為”に該当しないと考えられます。

保険金額（支払限度額）と保険料

支払限度額　１事故：１億円／保険期間中：３億円

自己負担額　なし

（保険期間１年、一括払）

ご契約形態	年間保険料
診療所（１施設あたり）	5,000円

＋

オプション

勤務医包括※
5,000円

・診療所：病床がない、もしくは１～19床の病床を有する医療施設

※勤務医師包括担保追加条項（オプション）

医療施設が請け負った嘱託医の業務において、勤務医個人の賠償責任を名簿の備え付けを条件として無記名で包括的にカバーする追加条項です。

中途加入される場合の保険料

・中途加入の場合、毎月末日学会口座に保険料着金分までで締切り、翌月１日午後４時から2028年３月１日午後４時までの保険期間となります。
・ご加入方法は銀行振込み（銀行窓口送金、ATM機送金、インターネットバンキング送金）のみとなります。

申込日（締切）		2027/3/末	2027/4/末	2027/5/末	2027/6/末	2027/7/末	2027/8/末	2027/9/末	2027/10/末	2027/11/末	2027/12/末	2028/1/末
補償開始日		2027/4/1	2027/5/1	2027/6/1	2027/7/1	2027/8/1	2027/9/1	2027/10/1	2027/11/1	2027/12/1	2028/1/1	2028/2/1
補償終了日		2028/3/1										
ご契約形態	診療所	4,580円	4,170円	3,750円	3,330円	2,920円	2,500円	2,080円	1,670円	1,250円	830円	420円
オプション	勤務医包括	4,580円	4,170円	3,750円	3,330円	2,920円	2,500円	2,080円	1,670円	1,250円	830円	420円

保険金をお支払いできない場合は…

① 医療行為に起因する損害賠償請求
② 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する損害賠償請求
　ア．自動車、原動機付自転車または航空機
　イ．車両(注)、船舶または動物
　（注）原動力がもっぱら人力である場合を除きます。
③ 故意または重過失による履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
④ 嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または嘱託医としての業務に関する対価の返還に起因する損害賠償請求
⑤ 嘱託を受けていない間または嘱託が終了した後に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
⑥ 被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求
⑦ 被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求
⑧ 特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求
⑨ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
⑩ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた口頭または文書もしくは図画等による表示に起因する損害賠償請求
⑪ 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償請求

など

ご注意

●この保険は一般社団法人 日本消化器内視鏡学会を契約者とする団体保険です。
●ご加入の際には、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
●告知義務（ご契約締結時における注意事項）
(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
[告知事項]
【加入依頼書、付属書類等の記載事項すべて】　※加入依頼書にご記載いただく内容については、正確に告知願います。
(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書の以下の項目をいいます。①被保険者欄 ②この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約の有無 ③医師の日本医師会会員区分 ④診療所の経営形態（個人・法人・一人医師医療法人） ⑤診療所の有床・無床区分　など
●通知義務（ご契約締結後における注意事項）
(1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ※取扱保険代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
[加入依頼書等の記載事項の変更]

＜例＞ ① 保険金額等ご契約内容を変更される場合　② 個人立の診療所が法人立（一人医師医療法人を含みます。）の診療所に組織変更される場合　③ 法人立（一人医師医療法人を含みます。）の診療所が個人立の診療所に組織変更される場合　④ 診療所の無床・有床区分の変更　⑤ 診療所の経営母体の変更　⑥ 一般社団法人 日本消化器内視鏡学会を退会する場合　など
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

※加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱保険代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱保険代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。）
(2) ご加入者の住所などを変更される場合にも、取扱保険代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
(4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
●取扱保険代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱保険代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の８割まで（ただし、破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●この保険はクーリングオフ（契約申し込みの撤回等）制度の対象ではありません。
●診療所医師賠償責任保険は、賠償責任保険普通保険約款に医師特約条項および医療施設特約条項等をセットしたものです。
●診療所サイバー保険は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款にサイバー保険特約条項等をセットしたものです。
●医師賠償責任保険（医師特約条項）では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
●ご契約を解約される場合には、取扱保険代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
●この保険契約（診療所サイバー保険を除く）の保険適用地域は日本国内となります。

●医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。
●診療所サイバー保険の保険適用地域は全世界となります。
●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

個人情報の取扱いについて

●保険契約者（一般社団法人 日本消化器内視鏡学会）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
●損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等（以下、「当社業務」と言います。）を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。
なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については当社公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。
加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】
電話番号　03-4332-5241（全国共通）　おかけ間違いにご注意ください。
受付時間：平日の午前９時15分～午後５時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

ライフサ ポート制度

所得補償プラン・傷害総合プラン

保険期間 2027年4月1日午後4時～2028年4月1日午後4時

- 毎月1日付でご加入できます!
- 対面のお手続き不要!
- 団体割引5%!

資料請求 はこちら

保険料シミュレーションできます!

詳しくはこちらから

がん保険・医療保険

保険期間 終身

- いつでもお申込みできます! 対面のお手続き不要!
- 治療費以外のさまざまな費用にも備えることができるがん保険
- 入院・手術の費用を一生涯保障する医療保険

月々の給与をサポート!

引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社

所得補償プラン

(所得補償保険)(団体長期障害所得補償保険)

就業不能初日から補償される

医師専用DGコースもあります!
(Doctor Guard)

精神障害も補償!!

病気・ケガで働けなくなったときの収入減に備えて…



所得補償プランの健康状態の告知イメージ図

ご加入しやすいプランです!

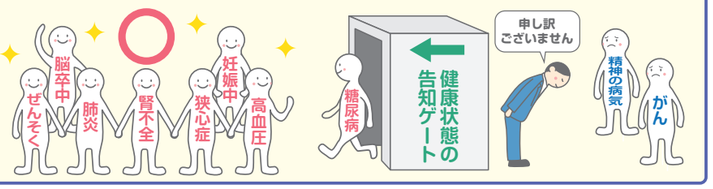

何歳でも加入できるケガの保険!

引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社

会員 ご家族 従業員

傷害総合プラン

(傷害総合保険)

健康状態告知書不要
年齢、性別問わず同じ保険料

オプション
弁護士費用総合補償特約
弁護のちから



●ライフサポート制度(所得補償プラン・傷害総合プラン)は2026年8月時点での概要を説明したものです。詳細は、(株)カイトーHPから資料請求ください。

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL:050-3808-5528

健康をサポートするがん保険 勇気のお守り

引受保険会社:SOMPOひまわり生命保険株式会社

がん保険

詳しくはこちらから

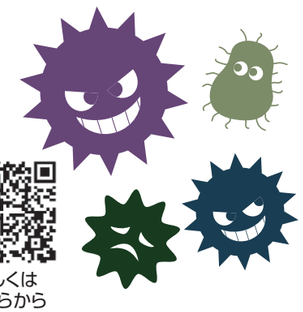

がん診断給付型 終身がん保険(C3)(がん診断給付型)

がんと診断されたら…まとまったお金で治療をサポート!(がん診断給付金)

ポイント1 **がん診断給付金200万円 回数無制限**
(1年に1回限度) ※給付金額200万円の場合

ポイント2 **一生涯保障!**

※がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後となります。

健康をサポートする医療保険 健康のお守り

引受保険会社:SOMPOひまわり生命保険株式会社

医療保険

詳しくはこちらから



医療保険(MI-01)B型

入院と手術への保障に加え、オプション追加で手厚く保障!(新三大疾病支払日数無制限特則)

ポイント1 **病気・ケガの入院は日帰り入院から保障**

ポイント2 **新三大疾病※で入院した場合、一回の入院日数を無制限に保障** *オプション
(新三大疾病支払日数無制限特則)

※対象となる新三大疾病は「がん(上皮内がん含む)」「心疾患」「脳血管疾患」

●お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。このご案内は、商品の概要を説明したものです。詳細につきましては「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

<引受保険会社>

SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒100-8963 東京都千代田区霞が関3-7-3 損保ジャパン霞が関ビル
TEL:03-6742-3111(代表)